

生徒心得について

大阪府立港南造形高等学校

港南造形生としての誇りを持ち、規律・規範を守り、常に礼節を重んじ、礼儀正しく責任ある行動をとること。

1. 校内生活

- (1) 授業の始めと終わりには起立して姿勢をととのえ、挨拶を行うこと。
- (2) 始業（8時50分）に遅れた場合を「始業の遅刻」とする。遅刻者は、各エリアにある入室許可証に記入し入室すること。毎時限の入室も同様の手続きを行うこと。
- (3) 止むを得ない事情のない限り、欠席・遅刻・欠課・早退をしてはならない。止むを得ず欠席等をする時は、事前に保護者による届け出を行うこと。
- (4) 登校後は、放課後まで外出は認めない。緊急の場合は、担任に申し出て、外出許可証を得ること。
- (5) 課外活動は、平日は17時までとする。特に事情がある時は、指導教員の付き添いを条件として、延長が認められる。
- (6) 学用品以外の物品や高額の金銭を学校に持参しないこと。
- (7) 所持品の保管については、各自盗難被害にあわぬように充分注意すること。
生徒ロッカーは施錠すること。又落書等で汚さず清潔にすること。
体育や移動教室の授業では、貴重品は各自、生徒ロッカーで保管すること。
- (8) 盗難、拾得物、紛失のあった場合には、速やかに担任か近くの教員に届けること。
- (9) 校舎、設備、備品等の公共物を大切にすること。汚損、破損したときは担任か近くの教員に届け出ること。弁償を原則とする。
- (10) 校内での集会、文書配布、掲示等については、事前に学年の教員に届け出て、その指示に従うこと。
- (11) エアコン等電気、水道の使用は、節約につとめ、下校の際は、後始末ならびに戸締りを確実にすること。
- (12) 携帯電話の校内での使用は原則禁止。ただし、災害等に備え使用可とする場合がある。詳細については別途指示する。

2 礼儀・作法

常に礼節を重んじ、礼儀正しく行動すること。いかなる場合にも暴力（暴言）を用いてはならない。また、他人に迷惑や、嫌な思いをさせてはならない。

3. 校外生活

どこにあっても本校性としての自覚と誇りをもち、責任ある行動をとること。

- (1) 外出に際しては、保護者との連絡をおこたらないこと。
- (2) アルバイトは認めない。止むを得ない事情のある時は、保護者の申し出により認める。
- (3) 高校生にふさわしくない施設（飲食店、遊技場）等には立ち入らないこと。
- (4) 運転免許の取得、単車等の購入及び運転は厳禁する。特別の事情がある時のほかは、家人、友人等の運転する車、単車に同情しての登下校も禁止する。
- (5) 個人又はグループによる宿泊を伴う旅行には、必ず責任者（成人）の付き添いを必要とし、事前に所定の届けを担当に提出すること。

4. 自転車通学について

- (1) 自転車通学は許可制とする。許可条件は、適当な利用可能な交通機関のない場合とする。許可された者は、ステッカーをはり、所定の場所に整然と駐車し、施錠すること。
- (2) 交通規則を守り、近隣住民に迷惑をかけないように心がけること。
- (3) 年に一回の自転車通学者講習を受けること。

5. 考査心得

考査を受けるにあたっては、次の事項を厳守すること。

- (1) 不正行為又は疑わしい行為のないよう正々堂々と受験すること。私語やよそ見をしたり、物品の貸借をしたりすることは厳禁する。
- (2) 机は6列に配置し、番号順に着席すること。
- (3) 机上には、筆記用具のみをおく。他の所持品は椅子の下に置き、机の中に物を入れないこと。
- (4) 下敷・筆箱は、許可なく使用してはならない。
- (5) 時計のアラーム、携帯電話等使用禁止。
- (6) 時間終了まで答案を提出してはならない。
- (7) 止むを得ず欠席する時は、事前に保護者が担任に連絡するとともに、事後、速やかに所定の欠試届を提出すること。
- (8) 考査時間中に退出した場合は、担当教員の指示にしたがうこと。

6. 服装

- (1) 登下校の際は、平日・休日を問わず、制服を正しく着用すること。生徒手帳を所持すること。

※ネクタイ・リボンの着用については、別途指示する。

- (2) 止むを得ない事由によって、制服着用が困難な場合は、異装許可を得ること。
- (3) 冬服期間、合服期間については、気象条件によって別途指示する。
- (4) 制服の改造は、一切禁止する。
- (5) 上履き
上履きは、本校指定のものを使用すること。
- (6) 靴、靴下類
靴及び靴下は、制服にふさわしいものを用いること。
- (7) 防寒着（本校では、冬制服の上着を着用した上に着るものを防寒着と呼ぶ。）
 - オーバーコート：気象条件によって別途指示し、通学時の着用を認める。ただし、華美にわたらず、制服にふさわしいものであること。
 - マフラー：長すぎないものの使用を認める。
- (8) 頭髪、身だしなみ
高校生らしい身だしなみを常に心がけること。頭髪加工、化粧、装身具の着用等は禁止する。

7. カウンセリングについて

悩みや、迷い、様々な思いの相談を気軽に行える場として、カウンセリングルームを設置する。なお、相談についての秘密は守られる。

- (1) 予約について
担任等にカウンセリングを受けたい旨を申し出、予約する。（本校教職員であれば、誰に声をかけてもよい。）
- (2) 予約当日
面接は、カウンセリングルームで行われる。予約時間に直接カウンセリングルームに行き、カウンセリングを受ける。
- (3) 保護者の相談も可である。

8. 懲戒規定

懲戒は、あやまちをおかした生徒が、あやまちに気づき、再起することを願って行われる教育的指導である。懲戒を受けることになった生徒は、二度とあやまちをおかさなように反省を深め、生活態度を改めるよう精一杯の努力をほらうこと。なお、反省が十分でない場合、指導が継続される。

- (1) 懲戒の対象
 - (ア) 喫煙、飲酒及びその器具の所持（同席）
 - (イ) 薬物等の乱用
 - (ウ) 調査中の不正行為
 - (エ) 暴力・暴言行為
 - (オ) 窃盗、恐喝
 - (カ) 公共の器物及び他人の物品を故意に破損すること
 - (キ) 三ない運動に関する違反
 - (ク) 不適切な交友

(ケ) SNS等の不適切な扱い

(コ) その他、学校の規則に反すること、高校生としてあるまじき行為をした場合

(2) 懲戒の種類

退学、停学、訓告